

告 示

埼玉県告示第九百七十三号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十四条の規定により次の肥料の登録が失効したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

令和二年九月四日

埼玉県知事 大野 元裕

登録番号	埼玉県第 五九〇号料	肥料の種類	乾燥菌体肥	肥料の名称	乾燥菌体肥料6 2号	保証成分量（％） その他の規格	窒素全量 六・〇 りん酸全量 二・〇 含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり	生産業者の氏名又は 名称及び住所	朝日工業株式会社 埼玉県児玉郡神川町 渡瀬二百二十二番地
	埼玉県第 六九三号料	乾燥菌体肥	彩土の輝き	窒素全量 四・〇 りん酸全量 一・〇 含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり	株式会社湖池屋 東京都板橋区成増 五丁目九番七号				